

# 農業委員会だより

◆農業や農業委員会に関することは、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員に気軽に「相談ください」。  
問い合わせ 北上市農業委員会事務局（本庁舎3階）☎72-82246、72-82247

## 二子さといもの植え付け 作業体験を行いました

農業委員会は5月30日、食育・食農体験活動の一環として、二子町で「二子さといもの植え付け作業体験」を行いました。本年度の農作業体験は5月の植え付けと10月の収穫の2回行われる予定です。初回の植え付け体験には市内の小学生の親子8組、計22人が参加しました。

初めに川端公民館で同町の高橋豊さん（64）と市農林部農業振興課の瀬川礼奈（れな）さんを講師に迎え、二子さといもの歴史や特徴などを学びまし



慎重に種芋を植える親子

た。「市外で育ててもおいしく育つのか」という子どもたちからの質問に、高橋さんは「二子町の風土が二子さといものと相性が良く、おいしく育つ」と答え、参加者はなるほど、と聞き入っていました。

説明の後は、高橋さんの圃場（ほじょう）で、手作業と機械での植え付けを体験しました。自分で移植器を使って開けた穴に種芋を入れ、「大きくなつてね」と声をかけながら丁寧に土をかぶせていました。機械での植え付け作業では、機械の進むスピードが速く、種芋を補給するのが大変そうでしたが、子どもたちは「もっとやり



機械作業も体験させていただきました

たい」と夢中になっていました。作業を終えた参加者は、10月の収穫を心待ちにしながら圃場をあとにしました。皆さん初めての作業でしたが、うまくできていました。

この体験を通して食や農の大切さを次世代の子どもたちへ伝え、農村文化を守っていくため、今後も活動を継続していきたいです。

（農業委員 千田 喜美子）

## 令和3年度第1回 全体会議を開催しました

農業委員会は4月22日、ホテルシティプラザ北上で令和3年度第1回北上市農業委員会全体会議を開催しました。同会議は、農業委員と農地利用最適化推進委員が出席する会議で、初めに同月14日の農業委員会総会で決定した、令和3年度農業委員会事業計画について説明がありました。

市が主体となって令和3年3月に更新した「地域農業マスタープラン」の実践、担い手育成に繋がる独自事業の展開や農業環境の改善に向

けた取り組みを行う事業計画により、農業委員会に与えられた責務と役割を果たすことを全員で確認しました。

また、市農林部より、本年度の「地域農業マスタープラン」の進め方や主要事業についての説明がありました。

本年度も新型コロナウイルス感染症の拡大による事業の変更などがありますが、農業・農村の発展に向けた取り組みの充実、強化を目指して全委員が一丸となって活動していきます。

（農業委員 伊藤 淳）



本年度の事業計画を確認しました



高橋さんと自慢のレタス(右写真)、  
間もなく収穫期を迎えるピーマン  
(上写真)



## きたかみ農家 紹介します

あきみつ  
**高橋 彬光さん**  
(35歳・和賀町山口)

高橋さんは県外の工業大学を卒業後、JAいわて花巻に就職し、営農業務を担当していました。その時知り合った人たちが農業を頑張っている姿を見て、自分も農業をやりたいという思いが芽生えたそうです。自身は農家の出身ではなかったため、農業を始めるにはどうしたらいいかを市農業支援センターへ相談したところ、水耕栽培でレタスを作っている農業者が後継者を探していると紹介されました。一念発起で農家へ転職し、その人の下で1年間野菜の栽培を学びました。

その後、農地を借り受け、補助金制度を利用してピーマン用に4棟の農業ハウスを建設。昨年1月から経営を始め、今年の冬には、教えを受けた和賀町岩崎地区の農業者からレタスハウス6棟を継承しました。

現在、ピーマンハウスでは約二千株の苗が育てられており、4種類のリーフレタスが年中出荷されています。これらの野菜は主に市内スーパーの産直コーナーで販売されたり、市内の飲食店で使用されたりしています。

「今後は法人化を視野にピーマンのブランド化にも挑戦してみたい」と意気込みを語ってくれた高橋さん。これからの活躍を期待しています。

(農業委員 千田 悟志)

## 令和3年度事業計画を決定

4月14日、市役所本庁舎で第190回農業委員会総会を開催し、本年度の事業計画を決定しました。

主な内容は次のとおりです。  
 ・総会や農地に関する研修会の開催  
 ・遊休農地の発生防止等のための啓発普及活動  
 ・国、県などの関係機関への意見書提出

## 農地の権利移転・利用権設定等審議内容

	上段 審議件数(単位:件)					下段 面積(単位:m <sup>2</sup> )	
	R2.12月	R3.1月	2月	3月	4月	5月	
農地法3条	5	6	3	0	6	4	
	32,500	50,000	25,003	0	13,919	3,077	
農地法4条	3	0	0	2	2	1	
	1,211	0	0	1,527	1,017	372	
農地法5条	17	13	7	13	11	7	
	20,609	14,580	7,422	28,965	5,944	5,374	
農地法 適用外証明	5	1	0	1	2	3	
	1,695	82	0	66	476	5,298	
農用地利用 集積計画	49	31	37	152	44	45	
	304,332	244,937	211,971	906,627	231,033	430,134	

- ◎農地法3条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合
- ◎農地法4条…自己所有農地を転用する場合
- ◎農地法5条…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転して転用する場合
- ◎農地法適用外証明…農地を20年以上他の目的に使用しており農地の復元が不可能な場合
- ◎農用地利用集積計画…農地の所有権、賃借権などの権利を設定または移転する場合で受け手側が大規模農家の場合

全国農業新聞を  
購読しませんか？

- 発行日…毎週金曜日
- 購読料…月額700円(税込)
- 申し込み…農業委員会事務局へ